

「ふくしま。GAPチャレンジ」ポータルサイトの維持管理・運営事業業務委託仕様書

1 目的

第三者認証GAP等の更なる導入拡大を進め、GAPによる持続可能な農業の実現を目指すためには、GAP認証農産物の消費拡大と消費者、流通事業者、食品事業者等の一層の理解促進が重要である。

このため、GAPに関する情報を集約し、消費者、流通事業者、食品事業者等の理解を促進させるためのポータルサイトを公開している。また、ポータルサイト上では、生産者がGAPに取り組みやすくするための支援システムや、自身の農場を紹介できる機能を設けている。

一方で、ポータルサイトの構造等の要因から、情報の更新頻度が低く、利用者にとってのメリットが感じられにくいものとなっており、見直しが必要となっている。

使いやすく、見やすいポータルサイトを構築して広く理解促進を図り、且つ生産者がGAP認証に取り組みやすい環境を提供することと目的として本事業を実施する。

2 業務の内容

(1) 「ふくしま。GAPチャレンジ」ポータルサイトの改修

- ・ 今後、県が運用することを想定し、運用しやすいサイトマップを構築する。併せて、効果的な情報発信を行うためのコンテンツを作成すること。
- ・ UI/UXにも考慮し、機能性を持ったデザインにすること。
- ・ スマートフォンやタブレット端末（iOS、androidに対応）、PCで閲覧可能とし、改修時点で最新のOSに対応していること。
- ・ 改修提案に基づき、「ふくしま。GAPチャレンジ」ポータルサイトの運用に係るマニュアルを作成すること。
- ・ 県職員が、上記マニュアルに基づきポータルサイトの情報更新等ができるよう、操作説明会を行い、要望に応じてフォローアップを実施すること。

(2) 「ふくしま。GAPサポートシステム」の改修

- ・ 現行の「ふくしま。GAPサポートシステム」への登録フローを検証し、改修を行うこと。
- ・ 改修後のマニュアルを作成し、すでに登録している生産者や、新規に登録する生産者への配布を行い周知すること。
- ・ 「ふくしま。GAPサポートシステム」の活用をする際の生産者の認証

において、利便性とセキュリティーを考慮した認証方式を提案し、実装すること。

- ・ 現行のシステムに公開されている生産者情報について整理を行い、必要に応じて情報の更新を行うこと。
- (3) F G A P 支援システムの改善
- ・ F G A P 支援システムについて、生産者側、福島県側双方が有効活用できる仕組みについての改善提案を行うこと。
 - ・ F G A P 支援システムの運営マニュアルを作成すること。
 - ・ また、運営マニュアルに基づき、県職員が円滑に F G A P 支援システムの運営ができるよう説明等のフォローアップを実施すること。
- (4) 「ふくしま。G A P チャレンジ」ポータルサイトの維持管理・運営
- ・ 「ふくしま。G A P チャレンジ」ポータルサイトの維持管理・運営を実施すること。
 - ・ コンテンツ等に不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
 - ・ 契約期間中に OS のアップデートが発生した場合は、必要に応じてこれに対応すること。また、使用するソフトウェアについても必要なセキュリティパッチの適用に対応すること。その際に発生する費用については委託料に含めることとする。
- (5) その他
- ・ その他、本事業の目的達成に寄与する企画があれば提案をすること。
 - ・ 受託事業者は、業務に関する県や県内の生産者、協力企業等との調整に円滑に対応できるよう、本社もしくは支社・営業所など、県内に事務局機能を有することが望ましい。
 - ・ 本事業を円滑に遂行するために、事業に係るタスクとスケジュールの管理を適切に行い、県との連絡調整や報告を丁寧に行うこと。
 - ・ 各種イベントや取材・撮影等における写真のデータについては、実施後速やかに県に提供すること。

3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後、速やかに提出するもの

- ・着手届（様式第1号）
 - ・主任担当者届（様式第2号）
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ・完了届（様式第3号）
 - ・実績報告書（様式第4号）

5 事業実施に当たっての留意事項

受託事業者は、県と随時打ち合わせを行い、業務を実施するものとする。また、県の求めに応じて、事業の進捗状況を報告し、必要に応じ、適切な事業運営を行うため必要な協力を県に求めること。

6 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。